

## 第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 1 第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画について

秋田県では、障害福祉サービスの提供体制を確保するための秋田県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条第1項）を策定しており、現在は第4期計画（平成27年度から平成29年度まで）の期間ですが、次期計画である第5期計画（平成30年度から平成32年度まで）を平成30年3月までに策定することとしています。

また、平成28年6月の児童福祉法改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するための秋田県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の2第1項）を新たに策定することとなり、第1期計画（平成30年度から平成32年度まで）を、第5期秋田県障害福祉計画と同じく平成30年3月までに策定することとしています。

なお、第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画については、秋田県における障害者の施策に関する基本的な計画である秋田県障害者計画（障害者基本法第11条第2項）と一体的に策定します。

### 2 意見の募集について

このたび、第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画の素案をまとめましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。

### 3 策定する計画の名称等

第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画

### 4 意見の提出期間

平成29年12月27日（水）から平成30年1月26日（金）まで（必着）

### 5 関係資料の公表場所

#### (1) インターネット

秋田県公式ウェブサイト（美の国あきたネット）<http://www.pref.akita.lg.jp>

※「美の国あきたネット」（トップページ）→「部署別一覧」→「健康福祉部」→「障害福祉課」→「三障害関連」→「障害者計画・障害福祉計画」

#### (2) 印刷物の公表場所

秋田県健康福祉部障害福祉課（県庁本庁舎2階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

## 6 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。意見書様式を用意しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

## 7 意見提出の際の留意事項

いずれの方法で提出される場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

## 8 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表する場合があります。また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

## 9 意見の提出先

秋田県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援班

住所 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

FAX 018-860-3866

電子メール Shoufuku@pref.akita.lg.jp

## 10 問い合わせ先

秋田県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援班

TEL 018-860-1332

お問い合わせは、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

## 11 添付書類（ダウンロード）

（資料1）「第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画」素案  
（別紙様式）ご意見記入用紙（WORD、PDF）